

暮らし

農業委員会委員選挙人名簿への登録

平成27年1月1日現在で市内に住所を有し、平成27年3月31日までに満20歳以上になる、次のいずれかに該当する方は申請してください

- ①面積30アール以上の農地を耕作している農業経営主
 - ②前記①の方と同居している親族またはその配偶者で、年間60日以上耕作に従事している
 - ③面積30アール以上の農地を耕作している農業生産法人の構成員（組合員、社員または株主）で、年間60日以上耕作に従事している
- 申請書記布場所とまこまい広域農業協同組合 苦小牧支所、市農業委員会
 申請 平成27年1月10日(土)までに直接 市農業委員会 ☎(32)6782

長期駐車自転車はお取りを

9月29日に移動し保管しています。心当たりのある方はご連絡ください

- 回収場所 苦小牧駅北口、青葉駅北・南、糸井駅北・南、錦岡駅、沼ノ端駅北口・南口、植苗駅
- 返還方法・詳細 12月29日(月)まで 所定の用紙で 道路維持課 ☎(32)6491

霊園の使用者を募集

対2年以内に墓石か塔婆を建立でき、現在市営墓地を使用していない市民で世帯主の方（申し込み順）

● 4㎡Ⅱ 23万2千円 ● 6㎡Ⅱ 34万8千円

歳末地域安全運動市民パレード とき・ところ

12月15日(月)

17時30分〜

アイビー・プラザ

詳細

安全安心生活課

☎(32)6287

国民健康保険高額療養費制度がかわります [詳細](#) 国保課 ☎32-6425

平成27年1月1日から、70歳未満の方の高額療養費の自己負担限度額が変更となります
 ※高額療養費制度の詳しい内容は、広報の平成26年8月号や国保だよりの平成26年9月号をご覧ください

自己負担限度額について

■70歳未満の方（平成26年12月診療分まで）

所得区分	旧ただし書所得※1	1カ月の自己負担限度額（世帯単位）	
		3回目まで	4回目以降※3
上位所得※2	600万円超	150,000円 + (医療費総額 - 500,000円) × 1%	83,400円
一般	600万円以下	80,100円 + (医療費総額 - 267,000円) × 1%	44,400円
住民税非課税		35,400円	24,600円

■70歳未満の方（平成27年1月診療分から）

所得区分	旧ただし書所得※1	1カ月の自己負担限度額（世帯単位）	
		3回目まで	4回目以降※3
上位所得※2	901万円超	252,600円 + (医療費総額 - 842,000円) × 1%	140,100円
	600万円超901万円以下	167,400円 + (医療費総額 - 558,000円) × 1%	93,000円
一般	210万円超600万円以下	80,100円 + (医療費総額 - 267,000円) × 1%	44,400円
	210万円以下	57,600円	
住民税非課税		35,400円	24,600円

- ※1 国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得です
- ※2 所得の申告をしていない方がいるなど、世帯の総所得が確認できない場合は、【上位所得】として取り扱うことになっています
- ※3 同一世帯において、過去12カ月間に高額療養費の支給がすでに3回あった場合、4回目から軽減された限度額になります

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」をすでにお持ちの方は
 認定証の適用区分も変更になります。有効期限が12月31日までの認定証をお持ちの方は、平成27年1月1日から使用できる新しい適用区分の認定証を郵送いたしますので、特別な手続きは不要です

※高額医療費の払い戻し申請の効力は、診療月の翌月1日から2年間です

広 告

千円
 申請料金と本籍記載の世帯全員の住民票
 1通を持参のうえ直接 環境生活課 ☎(32)6333

今冬の節電へのご協力をお願い

冬季は、例年電気使用量が増える傾向にあります。各家庭で支障のない範囲内で、